

別紙

答申第154号

答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書において非公開とした部分のうち、別表2に掲げる部分は公開すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 令和2年3月12日に本件審査請求人より、島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容は、「○年度から島根県が当事者となった民事訴訟に関する公文書の全て（訴状、答弁書、準備書面、陳述書及び判決を含む）」である。

(3) この請求に対して実施機関は、「公開請求に係る公文書は、内容が大量であり、公開・非公開部分の判断について検討協議に時間を要し、決定期間内及び公開請求があった日から起算して45日以内に決定することが困難であるため。」として、令和2年3月25日付けで公開決定等の期間特例延長を行った後、○○○年中の民事訴訟事案に係る公文書1件分について、同年4月27日付けで次のような決定（以下「本件決定」という。）を行った。

ア 対象公文書

(ア) 訴状

(イ) 答弁書

(ウ) 移送申立書

(エ) 決定

(オ) 準備書面(1)

(カ) 証拠説明書 ※乙第1号証を除く

(キ) 証拠申出書

(ク) 請求の放棄書

(ケ) 第2回口頭弁論調書（放棄）

イ 決定内容

部分公開決定

ウ 公開しない部分及びその理由

別表1のとおり

(4) 審査請求人は、この決定を不服として、令和2年5月11日付けで審査請求を行い、同年6月11日付けで審査請求書の補正を行った。

(5) 島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）は、条例第20条第1項の規定に従い、令和2年9月18日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

公文書の非公開した（黒塗り）部分の公開

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書による主張の要旨は、次のとおりである。

- ア 訴訟記録のため公にされている（民事訴訟法第91条により何人も閲覧できる）。したがって、条例第7条第2号のただし書アに該当するため全て公開しなければならない。
- イ 民事訴訟法第91条により何人も訴訟記録を閲覧することができる。その権利は限られていない。訴訟記録の閲覧請求において、裁判所職員が、条件（事件番号や当事者の名前など）を付けるのは違法で、任意である。例えば、誰でもいつでも裁判所に行き、法廷の掲示板や予定表を見て、当日の事件の事件番号と当事者の名前の情報が得られる。それを記録していた場合、当該事件の訴訟記録を閲覧できることになる。しかし、期日に裁判所に行けない人や記録しなかった人は訴訟記録を閲覧できない。その差別的取扱いは同法第91条により認められておらず、他に根拠が無く、不適切で、不公平である。裁判所職員の違法及び任意である行為は、島根県の非公開の根拠にならない。島根県情報公開条例解釈運用基準の解釈は、根拠が無く、正しくない。
- ウ 実施機関の民事訴訟法第91条第1項の解釈は根拠が無く、正しくない。また、東京高等裁判所の裁判例を引用してあるが、写しを提供せず、当該事実や判決の根拠を示しておらず、他の関係がある判例を引用していないため不誠実で、非公開の根拠や理由になると言えない。
- エ 訴訟記録の閲覧制度は、情報公開制度と関係が無く、公文書の公開・非公開の決定が訴訟記録の閲覧制度に基づくのは不適切である。なお、対象公文書について、当該裁判所は民事訴訟法第92条に基づいて訴訟記録の閲覧を当事者に限っていないため、同法第92条は関係が無い。プライバシーの侵害の恐れも根拠が無い。裁判の当事者はいつでも訴訟記録を公表することができる。
- オ 裁判所が判例をインターネット上でも公表する方法は、情報公開制度と関係が無く、非公開の根拠にならない。当該公表方法は、法的に則る行為ではなく、教育等を目的とされるいわゆる広報的なものである。
- カ 「他人には知られたくない情報」とは、非公開の根拠ではない。また、「正当な理由なく公にされるべきものとは認められない」について、「正当な理由」とは、民事訴訟法第91条により公にされていることである。
- キ 従って、条例第7条第2号（個人情報）に基づいて非公開とした公文書の全てを公開しなければならない。

4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張は、次のとおりである。

- (1) 条例第7条第2号アの「法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、法令等（法律、政令、省令その他の命令及び条例の規定）により、何人でも閲覧等を行うことができると定められた情報をいい、閲覧等を利害関係人に限って認めているものは含まない。なお、法令等で「何人も」と規定されていても、請求自体が法令等で制限され、実質的に何人にも閲覧を認めるという趣旨でないときは、この規定には該当しないものとして扱うこととされている。

なお、島根県情報公開条例解釈運用基準によれば、法令等で「何人も」と規定されていても、請求自体が法令等で制限され、実質的に何人にも閲覧を認めるという趣旨でないときは、この規定には該当しないものとして扱うこととされている。

- (2) 裁判所における訴訟記録の閲覧については、民事訴訟法第91条第1項から第5項までの趣旨に照らせば、同条第1項は、訴訟記録の閲覧を請求する者によって対象とする事件が特定されていることを前提としてその記録の閲覧を請求することを認める規定であり、対象とする事件が特定されることなく訴訟記録中に存在する情報の開示を別途請求することを認めるものではなく、裁判所に対してその開示を義務付けるものでもないことから、訴訟記録に記載された情報は何人にも無条件で閲覧が認められた情報ということはできず、「法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないとの裁判例（東京高等裁判所平成23年7月14日判決平成23年（行コ）第27号）がある。
- (3) 訴訟記録の情報を取得する方式として認められているのは閲覧のみであって、謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求は、民事訴訟法第91条第3項の規定により、当該訴訟の当事者及び利害関係を疎明した第三者を除いては認められていない。また、同法第92条の規定により、裁判所は一定の事由があれば、秘密保護のため、訴訟記録の当該部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限ることができることとされている。これらの措置は、訴訟記録に記載された情報がみだりに拡散できないよう企図したものと解することができる。
- 一方で、情報公開制度においては、閲覧のみならず、写しの交付をも請求することが可能であり、しかも、取得した公文書の写しの利用方法について特段の明示的な制約が設けられているものではない。公文書の写しが、伝播性の高いインターネット上で公開されることもあり得るのであって、これに含まれる個人情報が一たび世に出ることにより、無制限に拡散されるおそれがある。そうなった場合には、プライバシーの侵害は甚だしいものとなる。
- (4) 最高裁判所をはじめ各裁判所は、重要な判例をインターネット上でも公表しているが、そのほとんどの場合において、訴訟記録中の訴訟当事者及び関係者の個人情報を秘匿した上で公表しているものである。これは、裁判所が、何人もが訴訟記録の閲覧を請求できるとしながらも、個人に関する情報については一定の配慮が必要であると認識していることを示しているといえる。
- (5) 条例第3条は、実施機関は、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重して、この条例を解釈し、運用しなければならない旨を定める一方で、個人に関する情報の保護に最大限の配慮をしなければならない旨を定めている。事件の被疑者として取調べを受けた原告や当該事件の相手方という関係当事者にとって、通常、他人には知られたくない情報である個人情報については、正当な理由なく公にされるべきものとは認められない。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・

法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 訴訟記録の閲覧制度について

訴訟記録の閲覧については、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第91条第1項において「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定されている。

しかしながら、「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱について」（平成9年8月20日総三第97号総務局長通達）によると、裁判所において閲覧をする際には、原則訴訟記録の事件番号や当事者氏名を特定した上で、申請者資格や閲覧の目的等を記載することが必要とされている。

また、民事訴訟法第91条第2項において、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、訴訟記録の閲覧を当事者及び利害関係を疎明した第三者に限定している。加えて、同法第92条においても、秘密保護のための閲覧等の制限の措置が規定されており、「（中略）裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。」とされている。

(3) 本件対象公文書及び審査の対象について

ア 本件対象公文書について

前記2(3)アのとおり

イ 審査の対象について

実施機関は、上記アの公文書のうち、別表1「公開しない部分」に記載の情報について、条例第7条第2号、第3号、第4号及び第6号に該当するものとして部分公開決定を行っている。

審査請求人は、実施機関が条例第7条第2号に該当するとして非公開とした部分の公開を求めていることから、当審査会は、この部分を審査の対象とすることとし、その他の非公開部分についての判断は行わないものとする。

(4) 条例第7条第2号について

ア 条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合されることにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ただし、法令等の規定により公にされている情報（本号ただし書きア）、人の生命等を保護するために公開が必要な情報（本号ただし書きイ）や、当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報（本号ただし書きウ）は非公開情報からは除かれる。

イ 「（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とは、当該情報のみでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として非公開になるという趣旨である。

「他の情報」には、公知（周知）の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど通常入手し得る情報が含まれる。一方で、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、基本的には、「他の情報」には含まないものである。

「他の情報」の範囲については、当該個人情報の内容や性質等によって、個別に判断することが必要となる。

ウ 「特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、未発表の著作物のように特定の個人が識別されないように氏名が除かれていても、公開することにより個人の財産権その他正当な利益を害するおそれがあるような情報や、医療機関のカルテ、反省文などのように個人の人格と密接に関連するような情報をいう。

エ 本号ただし書きアに規定されている「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、法令等により何人でも閲覧等を行うことができると定められた情報をいい、閲覧等を利害関係者に限って認めているものは含まないものである。

なお、法令等で「何人も」と規定されていても、請求自体が法令等で制限され、実質的に何人にも閲覧を認めるという趣旨でないときは、この規定には該当しないものとして扱うこととなる。

(5) 条例第7条第2号ただし書きアの該当性について

本号ただし書きアに規定されている「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、上記(4)エで述べたとおりであるが、訴訟記録の閲覧については、上記(2)のとおり、民事訴訟法第91条第1項において「何人も」と規定されてはいるものの、閲覧の際には事件番号や当事者氏名の特定が必要である上、同法第91条第2項により公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の閲覧については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限定されている。

さらに、同法第92条において秘密保護のための閲覧等の制限の措置が規定されており、当事者の申立てにより閲覧等の請求を当事者に限定する場合があることから、実質的に何人にも閲覧を認めているものであるとは認められず、条例第7条第2号ただし書きアに該当しない。

(6) 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、下記アからカの情報について、条例第7条第2号に該当し、非公開としていることから、以下検討する。

ア 原告の住所、氏名、電話番号、印影、会社事務所の住所、原告の面会相手にかかる情報、事件の相手方の住所、氏名及び警察官の経歴に関する情報について

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合されることにより、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第7条第2号に該当し、実施機関が非公開としたことは妥当である。

イ 警察官の氏名及び印影、被告指定代理人の氏名及び印影の一部、決裁欄の印影の一部について

本件決定において非公開とされた警察官の氏名及び印影、被告指定代理人の氏名及び印影の一部及び決裁欄の印影の一部は、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影である。警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、特定の

個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。また、本号ただし書きア及びイに該当しないことは明らかである。

ところで、本号ただし書きウは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は公開することとしている。しかしながら、この例外として、当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある場合には、当該公務員等の氏名に係る部分を除くとしている。

この規則で定める職については、島根県情報公開条例施行規則（平成13年島根県規則第10号）第3条で、「条例第7条第2号ウの規則で定める職は、警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55号第1項に規定する職員という。）のうち、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。」と規定されている。

本件決定において実施機関は、警察官の氏名及び印影、被告指定代理人の氏名及び印影の一部及び決裁欄の印影の一部について、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員であるため非公開としていることから、警察官の氏名及び印影、被告指定代理人の氏名及び印影の一部及び決裁欄の印影の一部は「当該公務員等が規則で定める職にある場合」にあたるものと認められ、本号ただし書きウに該当しない。

したがって、警察官の氏名及び印影、被告指定代理人の氏名及び印影の一部、決裁欄の印影の一部は、条例第7条第2号に該当し、実施機関が非公開としたことは妥当である。

ウ 事件番号について

当審査会において見分したところ、本件対象公文書には、本件訴訟に係る事件番号が記載されていることが確認できた。

上記(2)のとおり、訴訟記録は、民事訴訟法第91条第1項の規定により何人も閲覧を請求することができることとされている。

また、裁判所において訴訟記録を閲覧する際は、原則訴訟記録の事件番号及び当事者氏名等を特定することが必要とされていることから、事件番号を公開することにより、当該事件の訴訟記録の閲覧が可能となり、訴訟記録に記載された訴訟当事者等の個人が特定されるおそれがある。

したがって、事件番号は、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第7条第2号に該当し、実施機関が非公開としたことは妥当である。

エ 提出年月日、本件訴訟に係る事件が発生した年月日、口頭弁論期日、発出年月日、決定年月日、裁判所書記官による認証年月日、取調べを行った年月日、その後の経過に係る年月日、各証拠の作成年月日、告訴事件に係る年月日、原告との対応に係る年月日、訴状が届いた年月、請求放棄の年月日（以下「提出年月日等」という。）、本件訴訟に係る事件が発生した場所、路線名、付近の施設の名称、警察署名、警察署長の氏名、警察署長の現在の階級及び職名について

条例第7条第2号に規定する「他の情報」とは、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報等であり、特別な

調査をしなければ入手し得ないような情報は、基本的には、「他の情報」には含まないものである。

しかしながら、当該情報の内容や性質等によっては、一般人を基準として個人識別性を判断すると個人の権利利益の保護が不十分となる場合があり、そのような場合には、特定の情報を有する関係者も基準に含むべきと解される。

本件対象公文書は、民事訴訟に関する公文書であり、本件訴訟に係る事件の概要や取調べの内容等が記載されている。警察により取調べを受けたという事実は、他人に知られたくない機微な情報であるといえ、本件決定において原告の申し立て内容等が既に公開されていることから、原告等の権利利益を害することがないよう特段の配慮を要すべきものであると思料される。

したがって、本案件においては、当該裁判を傍聴した者、本件訴訟に係る事件の現場に居合わせた者及び原告等の身内を含む関係者等が有する情報、又は通常入手し得る情報も含めて、個人識別性の判断をすべきである。

上記の判断基準に基づいて判断したところ、提出年月日等のうちの「年」、「月」及び「曜日」の部分が公開されると、既に公開されている情報と照合することにより、当該裁判を傍聴した者、本件訴訟に係る事件の現場に居合わせた者及び原告等の身内を含む関係者等によって、個人を識別されるおそれがある。

また、本件訴訟に係る事件が発生した場所、付近の施設の名称、警察署名、警察署長の氏名及び警察署長の現在の階級及び職名についても、公開されると本件訴訟に係る事件が発生した地域が特定され、既に公開されている事件の概要等と照合することにより、本件訴訟に係る事件の現場に居合わせた者及び原告等の身内を含む関係者等によって、個人を識別されるおそれがある。

したがって、提出年月日等のうちの「年」、「月」及び「曜日」の部分、本件訴訟に係る事件が発生した場所、付近の施設の名称、警察署名、警察署長の氏名、警察署長の現在の階級及び職名は条例第7条第2号に該当し、実施機関が非公開としたことは妥当である。

ただし、提出年月日等のうちの「日」の部分及び路線名については、公開しても個人が識別され得るとはいえないため、公開すべきである。

オ 通院先病院の所在地、患者番号、受診日、電話番号及び名称について

当審査会において見分したところ、通院先病院の所在地、患者番号、受診日、電話番号及び名称については、公開することにより必ずしも個人を特定できる情報とまではいえない。

しかしながら、いつどのような病院を受診したのかといった個人の通院歴に関する情報は、個人の健康状態に関わる情報であり、他人に知られたくない機微な情報であるといえる。

したがって、通院先病院の所在地、患者番号、受診日、電話番号及び名称は、個人が特定されない場合であっても、公開することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例第7条第2号に該当し、実施機関が非公開としたことは妥当である。

カ 取調べの概要、取調べの経過、取調べまでの状況及び取調べ状況について

取調べの概要、取調べの経過、取調べまでの状況及び取調べ状況を非公開としたことについて、実施機関に補足説明を求めたところ、その内容は以下のとおりであった。

「訴状」及び「答弁書」の記載内容は、原告本人が申し立てた事案の概要に関する内容およびこれに対して被告の警察が裁判の争点となる点について認否等を述べたものであり、特定の個人を識別できることとなる情報のみを非公開としても、当該原告の権利利益を害するおそれはない。

一方、「準備書面（１）」及び「証拠説明書」の該当部分の記載内容は、事件の当事者を被疑者として取り調べた警察が、取調官の言動、当該被害者の供述内容、態度、申出内容などの取調べの様態について、克明に記録したものである。これらの情報は、特定の個人を識別できることとなる情報のみを非公開としてもなお、当該事件当事者に係る自己の被疑事件取調べの詳細にわたる情報をみだりに他者へ公開されないという権利利益を害するおそれがあるため、全体を非公開としたものである。

当審査会において見分したところ、原告に対する取調べの内容等が原告の供述内容や態度等を踏まえて詳細に記載されていることが確認できた。

また、取調べの概要、取調べの経過、取調べまでの状況及び取調べ状況に加え、取調べを受けた場所についても、取調べの詳細に係る情報であり、原告にとっては他人に知られたくない機微な情報であるといえることから、個人が特定されない場合であっても、公開することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、条例第７条第２号に該当する。

(7) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人の反論書によるその他の主張については、当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 以上から、冒頭「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

条例第３条は、実施機関の条例の解釈及び運用の基本を定めており、実施機関は、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重して条例を解釈運用し、この場合において、個人に関する情報の保護に最大限配慮をしなければならないとしている。これは、公開を原則とする情報公開制度においても、個人に関する情報については、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重する観点から、正当な理由なく公にされてはならないことを明らかにしたものである。

しかし、実施機関は、特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報を本件決定により既に公開している。今後、実施機関においては、公開・非公開の判断が適切に行われていないのではないかと、といった不信感を招くことのないよう、慎重な対応を望みたい。

別表 1

NO.	文書名	公開しない部分	理由
1	訴状	<ul style="list-style-type: none"> ○提出年月日 ○原告の住所、氏名、電話番号、印影、会社事務所の住所並びに通院先病院の所在地、患者番号、受診日、電話番号及び名称 ○本件訴訟に係る事件が発生した年月日、場所、路線名、付近の施設の名称、取調べを行った警察署名 ○事件の相手方の住所、氏名 ○原告の面会相手に係る情報 ○事件番号 ○口頭弁論期日 	<p>個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であり、同号ただし書きアからウまでのいずれにも該当しないため。（条例第7条第2号に該当）</p>
2	答弁書	<ul style="list-style-type: none"> ○事件番号 ○原告の氏名 ○発出年月日 ○本件訴訟に係る事件が発生した年月日、場所、路線名、付近の施設の名称、取調べを行った警察署名 ○事件の相手方の氏名 	<p>個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であり、同号ただし書きアからウまでのいずれにも該当しないため。（条例第7条第2号に該当）</p>
3	移送申立書	<ul style="list-style-type: none"> ○事件番号 ○原告の氏名 ○発出年月日 	<p>個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であり、</p>

			同号ただし書きアからウまでのいずれにも該当しないため。(条例第7条第2号に該当)
		○弁護士の印影	契約、金融機関等との取引に使用されているおそれがあり、公開することにより、その正当な利益を害すると認められるため。(条例第7条第3号に該当)
		○被告指定代理人の氏名及び印影の一部	警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名は、島根県情報公開条例第7条第2号ただし書きウに定める規則(島根県情報公開条例施行規則第3条)に規定する公務員の氏名であり、また、同号ただし書きア及びイに該当しないため。(条例第7条第2号に該当)
4	決定	○事件番号 ○原告の住所及び氏名 ○決定年月日 ○裁判所書記官による認証年月日	個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であり、同号ただし書きアからウまでのいずれにも該当しないため。(条例第7条第2号に該当)
5	準備書面 (1)	○事件番号 ○原告の氏名 ○発出年月日 ○本件訴訟に係る事件が発生した年月日、場所、路線名、付近の施設の名称並びに取調べを行った年月日、警察署名及び同署署長の氏名 ○事件の相手方の氏名 ○相手方に対する取調べの概要 ○原告に対する取調べの経過 ○その後の経過に係る年月日	個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる情報であり、同号ただし書きアからウまでのいずれにも該当しないため。(条例第7条第2号に該当)
		○被告指定代理人の氏名及び印影の一部 ○取り調べを行った警察官等の氏名	警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名は、島根県情報公開条例第7条第2号ただし書きウに定める規則(島根県情報公開条例施行規則第3条)に規定する公務員の氏名であり、また、同号ただし書きア及びイに該当しないため。(条例第7条第2号に該当)
		○弁護士の印影	契約、金融機関等との取引に使用されているおそれがあり、公開することにより、その正当な利益を害すると認

			められるため。(条例第7条第3号に該当)
6	証拠説明書	○事件番号 ○原告の氏名 ○発出年月日 ○各証拠の作成年月日 ○告訴事件に係る年月日 ○本件訴訟に係る事件が発生した年月日、場所、路線名、付近の施設の名称並びに取調べを行った年月日、警察署名及び取調室の場所 ○警察署長の氏名並びに現在の階級及び職名 ○事件の相手方の氏名 ○取調べまでの状況及び取調べ状況 ○原告との対応に係る年月日 ○訴状が届いた年月	個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる情報であり、同号ただし書きアからウまでのいずれにも該当しないため。(条例第7条第2号に該当)
		○取調べ状況報告書を作成した警察官の氏名及び印影 ○陳述書を作成した警察官の氏名及び印影 ○取調べを行った警察官等の氏名	警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名は、島根県情報公開条例第7条第2号ただし書きウに定める規則(島根県情報公開条例施行規則第3条)に規定する公務員の氏名であり、また、同号ただし書きア及びイに該当しないため。(条例第7条第2号に該当)
		○検察庁事務官の電話番号	一般には公開されていない番号であり、公開することにより、検察庁内の連絡に関する事務の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるため。(条例第7条第6号に該当)
		○警察官の経歴に関する情報	公にされていない職員個人の情報であって、公開することにより特定の個人が識別され、また、同号ただし書きアからウのいずれにも該当しないため。(条例第7条第2号に該当)
		○勤務状況に関する情報	犯罪の予防、鎮圧に関する捜査の体制に関する情報で、公開することにより将来の捜査に支障が生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあり公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。(条例第7条第4号に該当)
7	証拠申出書	○決裁欄の印影の一部 ○警察官(証人)の氏名	警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名は、島根県情報公開条例第7条第2

			号ただし書きウに定める規則（島根県情報公開条例施行規則第3条）に規定する公務員の氏名であり、また、同号ただし書きア及びイに該当しないため。（条例第7条第2号に該当）
		○事件番号 ○原告の氏名 ○発出年月日 ○取り調べを行った年月日及び警察署名	個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であり、同号ただし書きアからウまでのいずれにも該当しないため。（条例第7条第2号に該当）
8	請求の放棄書	○決裁欄の印影の一部	警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名は、島根県情報公開条例第7条第2号ただし書きウに定める規則（島根県情報公開条例施行規則第3条）に規定する公務員の氏名であり、また、同号ただし書きア及びイに該当しないため。（条例第7条第2号に該当）
		○事件番号 ○原告の氏名、住所及び印影 ○提出年月日	個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であり、同号ただし書きアからウまでのいずれにも該当しないため。（条例第7条第2号に該当）
9	第2回口頭弁論調書(放棄)	○事件番号 ○口頭弁論期日 ○請求放棄の年月日 ○原告の住所及び氏名 ○本件訴訟に係る事件が発生した場所、路線名並びに取調べを行った年月日及び警察署名 ○事件の相手方の氏名 ○裁判所書記官による認証年月日	個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であり、同号ただし書きアからウまでのいずれにも該当しないため。（条例第7条第2号に該当）
		○決裁欄の印影の一部 ○被告指定代理人の氏名の一部	警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名は、島根県情報公開条例第7条第2号ただし書きウに定める規則（島根県情報公開条例施行規則第3条）に規定する公務員の氏名であり、また、同号ただし書きア及びイに該当しないため。（条例第7条第2号に該当）

別表 2

NO.	文書名	公開すべき部分
1	訴状	○提出年月日のうちの「日」の部分 ○本件訴訟に係る事件が発生した年月日のうちの「日」の部分 ○路線名 ○口頭弁論期日のうちの「日」の部分
2	答弁書	○発出年月日のうちの「日」の部分 ○本件訴訟に係る事件が発生した年月日のうちの「日」の部分 ○路線名
3	移送申立書	○発出年月日のうちの「日」の部分
4	決定	○決定年月日のうちの「日」の部分 ○裁判所書記官による認証年月日のうちの「日」の部分
5	準備書面 (1)	○発出年月日のうちの「日」の部分 ○本件訴訟に係る事件が発生した年月日のうちの「日」の部分 ○路線名 ○取調べを行った年月日のうちの「日」の部分 ○その後の経過に係る年月日のうちの「日」の部分
6	証拠説明書	○発出年月日のうちの「日」の部分 ○各証拠の作成年月日のうちの「日」の部分 ○告訴事件に係る年月日のうちの「日」の部分 ○本件訴訟に係る事件が発生した年月日のうちの「日」の部分 ○路線名 ○取調べを行った年月日のうちの「日」の部分 ○原告との対応に係る年月日のうちの「日」の部分
7	証拠申出書	○発出年月日のうちの「日」の部分 ○取り調べを行った年月日のうちの「日」の部分
8	請求の放棄 書	○提出年月日のうちの「日」の部分
9	第2回口頭 弁論調書 (放棄)	○口頭弁論期日のうちの「日」の部分 ○請求放棄の年月日のうちの「日」の部分 ○路線名 ○取調べを行った年月日のうちの「日」の部分 ○裁判所書記官による認証年月日のうちの「日」の部分

(諮問第175号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 2年 9月18日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
令和 3年12月24日 (審査会第1回目)	審議 (第1部会)
令和 4年 2月24日 (審査会第2回目)	審議 (第1部会)
令和 4年 4月21日 (審査会第3回目)	審議 (第1部会)
令和 4年 5月26日 (審査会第4回目)	審議 (第1部会)
令和 4年 9月30日 (審査会第5回目)	審議 (第1部会)
令和 4年 10月27日 (審査会第6回目)	審議 (第1部会)
令和 4年 11月24日 (審査会第7回目)	審議 (第1部会)
令和 4年 12月22日 (審査会第8回目)	審議 (第1部会)
令和 5年 1月12日	審議
令和 5年 3月 1日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
熊谷 優花	弁護士	第2部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会